

根室市国土強靱化地域計画

令和7年3月
根室市

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
3	地域防災計画と強靱化計画	3
第2章	根室市強靱化の基本的考え方	
1	根室市強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	8
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	9
3	評価の実施手順	10
4	評価結果	10
第4章	根室市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	23
2	施策推進の指標となる目標値の設定	23
3	推進事業の設定	23
	【根室市強靱化のための施策プログラム一覧】	24
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	35
2	計画の推進方法	35
【別表】	根室市強靱化のための推進事業一覧	36

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成23年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることとなった。

また、根室市においても、太平洋沖における大規模な地震・津波の発生が高い確率で想定されているほか、過去の経験から、高潮や豪雨・豪雪などの自然災害に対する備えが喫緊の課題となっている。

こうした中、国においては、平成25年12月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から5年が経過した令和元年12月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、計画に位置づけた重点化すべきプログラム等を推進するための「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」が閣議決定された。北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成27年3月に策定するなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災及び減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきた。

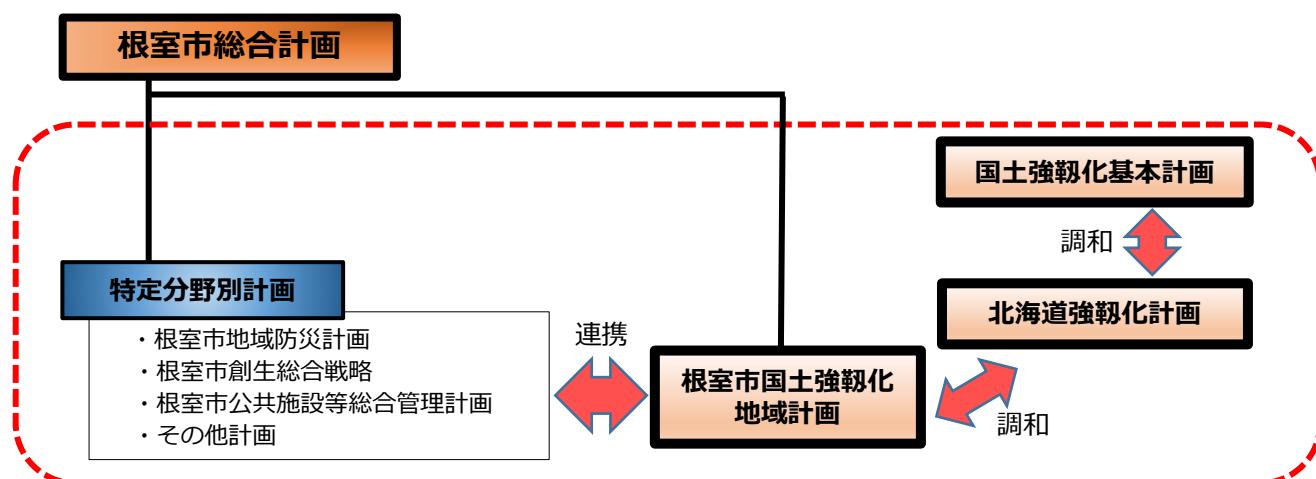
この間、根室市においても、東日本大震災や熊本地震、胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「根室市地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところである。

根室市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、根室市の強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続的な成長を実現するために必要であるだけでなく、国・北海道全体の強靱化を進める上でも不可欠な課題であり、国、北海道、民間事業者、市民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければならない。

こうした基本認識のもと、根室市における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「根室市国土強靱化地域計画」を策定する。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関係する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられている。このため、根室市総合計画や他の分野別計画と重点的・分野横断的に推進する計画として、防災や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進する。



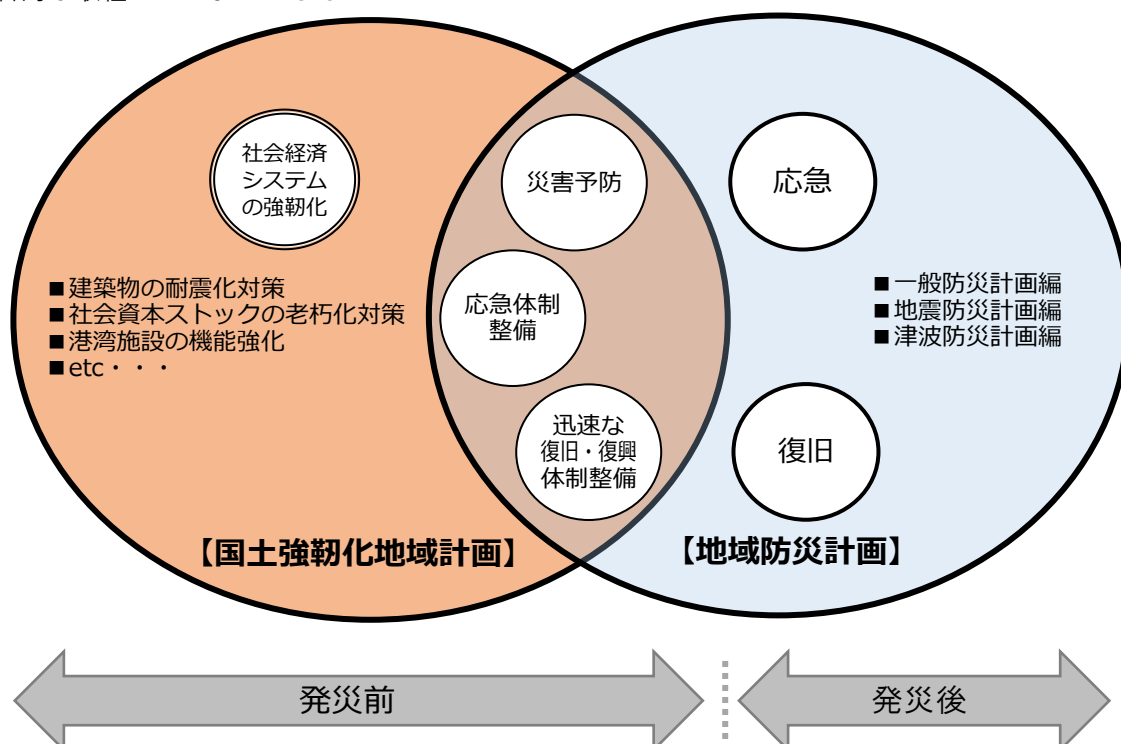
3 地域防災計画と強靱化計画

国土強靱化地域計画

あらゆる大規模自然災害等に備えるため、「事前防災・減災」と「迅速な復旧・復興」に資する施策を、まちづくり政策や産業政策を含めた総合的な取組としてまとめるもの

地域防災計画

地震、津波などの「リスク」を特定し、そのリスクに対する対応を取りまとめたもの



第2章 根室市強靱化の基本的考え方

1 根室市強靱化の目標

根室市強靱化の意義は、大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、重要な社会経済機能を維持することに加え、ポテンシャルを活かしたバックアップ機能を強化し、国及び北海道全体の強靱化に積極的に貢献していくことにある。

また、根室市の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組である。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など直面する平時の政策課題にも有効に作用し、持続的成長につながるものでなければならない。

根室市の強靱化は、こうした見地から、市のみならず国家的な課題として、国、道、市、民間が持つ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要がある。以上の考え方を踏まえ、根室市強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」「国家及び社会の重要な機能の維持」「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配意しつつ、次の3つを根室市独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとする。

根室市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済機能を守る
- (2) 国・北海道の強靱化への貢献と、北海道・道内各市町村との連携の推進
- (3) 災害に強い地域社会や地域経済の実現と、迅速な復旧・復興体制の確立

2 本計画の対象とするリスク

根室市強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されるが、「北海道強靱化計画」が首都直下地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とする。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「市民の生命・財産と根室市の社会経済システムを守る」という観点から、根室市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、市外における大規模自然災害についても、根室市として対応すべきリスクの対象とする。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示する。

2-1 根室市における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波

○ 太平洋沖における海溝型地震

- ・十勝沖から択捉島沖における 30 年以内にM8.8 程度以上の地震発生確率は、7～40%とされ、17 世紀の発生から 400 年程度が経過しており、切迫している可能性が高い。
- ・根室沖における 30 年以内にM7.8～8.5 程度の地震発生確率は、80%程度（R2 地震調査研究推進本部長期評価）
- ・最大クラスの津波が発生した場合、想定される沿岸最大水位は 24.9m（初田牛、H24 太平洋沿岸津波浸水予測図）

○ 過去の被害状況

- ・十勝沖地震（天保 14 年）
M7.5、国後、根室、厚岸、釧路地方大地震のため水死 46 名、家破壊 75 戸、船舶破損 61 隻
- ・チリ地震津波（昭和 35 年）
M9.5、南米チリ沖を震源とする地震、最大津波高 339 cm、死者 1 名、床上浸水 39 戸、床下浸水 1 戸、水産等被害額 2,400 万円
- ・根室半島沖地震（昭和 48 年）
M7.4、震度 5（最大震度 5）、最大津波高 280 cm、重傷 3 名、住家全壊 2 戸、一部損壊 5,034 戸、床上浸水 61 戸、水産港湾、商工農業被害など、被害額 19.0 億円
- ・北海道東方沖地震（平成 6 年）
M8.2、震度 5（最大震度 6）、最大津波高 168 cm、重傷 8 名、住家全壊 17 戸、一部損壊 1,533 戸、床上浸水 2 戸、水産港湾、商工農業被害など、被害額 178.7 億円

- ・十勝沖地震（平成 15 年）
M8.0、震度 4（最大震度 6 弱）、最大津波高 89 cm、被害件数 122 件（商業施設等）、被害額 1.8 億円
- ・東北地方太平洋沖地震（平成 23 年）
M9.0、震度 3（最大震度 7）、最大津波高 286 cm、被害件数 219 件（水産施設等）、被害額 47.5 億円
- ・北海道胆振東部地震（平成 30 年）
M6.7、震度 3（最大震度 7）、停電 最大 42 時間

（2）風水害

- 近年の風水害としては、平成 26 年 12 月の低気圧、平成 27 年 10 月の台風による高潮や、平成 27 年 8 月の大雨などにより浸水被害や崖崩れ、高波による海岸施設の被害等が発生し、最低気圧、降水量や風速、降雪量など統計開始以来の極値の更新が相次いでおり、気候変動による風水害は増加傾向にある
- 過去の被害状況
 - ・平成 18 年 10 月暴風高潮災害
急速に発達した低気圧の通過により最大瞬間風速 42.2m/s（観測史上 1 位）を記録。市内 5,470 戸で停電。重傷者 2 名、住家被害 242 件（床上浸水 13 件、床下浸水 12 件、一部損壊 217 件）、農業被害 134 件、水産被害 458 件、商工被害 100 件など計 1,083 件、被害額 19.7 億円
 - ・平成 26 年 12 月高潮災害
急速に発達した低気圧により、最大瞬間風速は根室で 39.9m/s（観測史上 2 位）、納沙布で 30.7m/s（観測史上 1 位）を観測。低気圧は 951.6hpa（観測史上 2 位）まで発達、潮位が上昇（最大瞬間 2.03m）し高潮が発生。オホーツク海側沿岸で大規模な高潮災害となった。被害は住家等床上浸水 134 件、床下浸水 27 件など計 970 件、被害額 15.9 億円
 - ・平成 27 年 8 月大雨災害
大気の状態が非常に不安定となり、雷を伴い局地的に猛烈な雨が降り、1 時間降水量 53.5mm（観測史上 1 位）を記録、弥生町、梅ヶ枝町、緑町などで浸水被害が発生し、床上浸水 6 件、床下浸水 20 件など計 68 件、被害額 1,762 万円
 - ・平成 27 年 10 月高潮災害
超大型台風第 23 号及び台風から変わった温帯低気圧により暴風雨となり、海は猛烈にしけ高潮となった。最大瞬間風速 38.0m/s（観測史上 4 位）、最高潮位は根室で 142cm、花咲で 105cm を記録。住家・事業所の床上浸水 12 件、床下浸水 15 件、漁船転覆や定置網破損などの水産被害 117 件など計 312 件、被害額 1.7 億円

（3）豪雪／暴風雪

- 冬季には大雪や吹雪による通行止めなど交通障害が頻繁に発生
- 平成 25 年には道東を中心とした暴風雪により中標津町で 5 名が死亡

○ 過去の被害状況

- ・ 平成 25～26 年度の冬季は根室市内で暴風雪が頻発し、通行止めや公共交通機関の運休、帰宅困難者の発生、学校の休校など、市民生活に多大な影響を及ぼした。

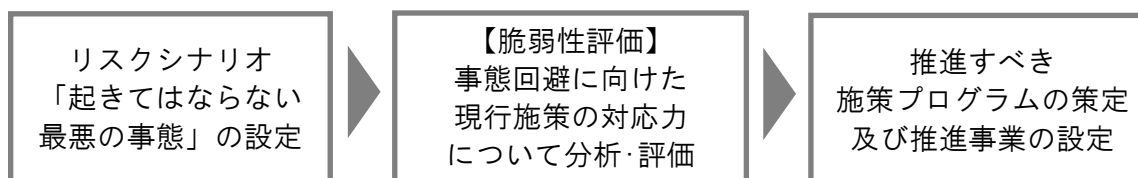
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されている。

根室市としても、本計画に掲げる根室市強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施した。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に市内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、根室市に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として評価を実施
- ・ また、国土強靱化への貢献という観点から、市内の大規模自然災害に加え、首都直下地震や南海トラフ地震など市外における大規模自然災害のリスク低減に向けた根室市の対応力についても併せて評価

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、地震多発地域である根室市の地域特性等を踏まえるとともに施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、根室市の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして7つのカテゴリーと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【リスクシナリオ 20の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1 人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
	1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
	1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生
	1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
	1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
	1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2 救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3 行政機能の確保	3-1 市内外における行政機能の大幅な低下
4 ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
	4-2 食料の安定供給の停滞
	4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5 経済活動の機能維持	5-1 長期的かつ広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
	5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
6 二次災害の抑制	6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7 迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
	7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

3 評価の実施手順

前項で定めた20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行った。

評価に当たっては、施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、現状の数値データを収集し、参考指標として活用した。

4 評価結果

評価結果は次のとおり。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

(住宅、建築物等の耐震化)

- 住宅の耐震化率は、約 83% (H27 推計) と全国とほぼ同じ水準であり、一定の進捗がみられるが、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことなども踏まえ、国の支援制度等を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。特に、ホテルや旅館等の民間の大規模建築物などについては、早急な耐震診断の実施や診断結果に基づく必要な耐震化整備を進める必要がある。
- 小中学校(77%(H30))、市立病院(100%(H24))、社会福祉施設(33%(H30))、社会体育施設(0%(H30))などの不特定多数が集まる施設の耐震化は進捗途上であり、これらの施設は、天井の脱落対策等も含め、耐震化の一層の促進を図る必要がある。

(建築物等の老朽化対策)

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、「根室市公共施設等総合管理計画」(平成 29 年 3 月策定)に沿った維持管理等を適切に行う必要がある。
- 市営住宅の老朽化対策については、管理戸数の約 38% (R1) が耐用年数を経過し、老朽化が著しい建物があり、膨大な老朽ストックの計画的な建替え、改善等を実施する必要がある。
- 建築物の倒壊・老朽化防止の観点から、空き家の解消に向けた各種支援策を推進する必要がある。

(避難場所の指定・整備)

- 災害対策基本法や根室市地域防災計画に基づき指定緊急避難場所、指定避難所及び待避所を指定しているが、市民等への更なる周知啓発が必要であり、また、国や北海道により新たな津波浸水想定等が公表された場合は、それに応じた避難場所等の見直しなどを行う必要がある。
- 災害時の指定避難所等として活用される公共建築物等について、耐震改修なども含め整備が行われているが、引き続き地域の実情に応じた施設整備を推進する必要がある。

(緊急輸送道路等の整備)

- 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、国や道と連携を図り整備を推進する必要がある。

(その他)

- 火災の未然防止や被害低減を図るため、引き続き関係機関が連携した火災予防に関する啓発活動や防火設備の設置促進、危険物施設の安全確保などの取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|--------------------|----------------|
| ・住宅の耐震化率 | 約 83% (H27 推計) |
| ・多数の者が利用する建築物の耐震化率 | 約 80% (H27 推計) |
| ・公立小中学校の耐震化率 | 約 77% (H30) |

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域の指定については、北海道が実施する区域指定に必要な調査へ協力するとともに、北海道と連携して区域の指定を推進する必要がある。また、ハザードマップ作成などによる警戒区域の周知など、警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・土砂災害警戒区域指定状況
土砂災害危険箇所 急傾斜地崩壊危険箇所 72箇所、土石流危険渓流 13箇所のうち
基礎調査実施中 34箇所（R1）
基礎調査完了 50箇所（H18、H21、H30）
指定完了 1箇所（H18、花咲港）
- ・土砂災害ハザードマップの作成 一部作成済（H25）

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（津波避難体制の整備）

- 「根室市地域防災計画（津波防災計画編）」、「根室市津波避難計画」の策定や、「地域毎の津波避難計画」の策定を進めてきたが、新たな津波浸水想定が公表されるなどの情勢変化に応じ、ハザードマップの見直しをはじめ避難体制の再整備が求められる。
- 避難誘導に役立つ各種標識、表示板等の設置については概ね完了しているが、今後、新たな津波浸水想定が設定された場合は、それに応じた海拔、津波浸水予想地域・津波襲来時間や高さの表示、避難方向や場所等を示す案内看板などの整備を行う必要がある。

（海岸保全施設等の整備）

- 長大な海岸延長を有する等の実情から、高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、防潮堤、護岸等の整備及び施設の耐震化対策なども含め、施設整備の一層の促進が求められる。
- 海岸保全施設の中には、築造後相当の年月が経過し老朽化した施設が多く、また今後、こうした老朽化施設の急増が見込まれることから、施設の長寿命化の取組を進め、適切な維持管理や計画的な更新等を行う必要がある。

【指標（現状値）】

- ・津波ハザードマップの作成状況 作成済（H25）
- ・根室市津波避難計画の作成状況 作成済（H25）
- ・地域毎の津波避難計画の作成状況 55%（R1） ※対象地域 58町会のうち 32町会

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水・内水・高潮ハザードマップの作成）

- 今後、北海道により想定最大規模の洪水・高潮に対する浸水想定区域図等が示された場合、洪水・高潮ハザードマップを作成し、地域住民への周知を図る必要がある。（対象河川：風蓮川）
- 内水ハザードマップについては、浸水想定区域図の作成など、今後取組を進める必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- 道及び市では、それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削や築堤、放水路の整備などの治水対策を行ってきたが、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害や高潮による浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備が完了したため、今後は適切な施設の維持管理が必要である。

【指標（現状値）】

- ・洪水・内水・高潮ハザードマップの作成 未作成

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制）

- 冬季異常気象時における道路管理手法の検討を行い、通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 道路防災の視点による点検を踏まえた要対策箇所を中心に、必要な防雪施設の整備を進めているが、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 各道路管理者（国、道、市）において管理道路の除排雪事業を進めているほか、豪雪等の異常気象時においては、各管理者による情報共有や相互連携を強化するなど円滑な除雪体制の確保に努めているが、各管理者における財政事情、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

【指標（現状値）】

- ・除排雪車両保有台数（民間含む） 70台（R1）

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

- ・暖房器具等の備蓄状況 毛布：4,000枚、ポータブル石油ストーブ：47台、アルミマット：430枚、テント：30基、発電機：39台（H30）
- ・避難所運営マニュアルの策定 未策定

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係行政機関相互の連絡体制の整備及び情報の共有化）

- 現在、北海道により関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、国により監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムの整備が進められ、市及び関係機関間で防災情報を共有しているが、更なる効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（自主防災組織の結成及び育成指導）

- 通信途絶時等に備え、自主防災組織による災害情報等の情報連絡体制を確保するため、更なる地域防災力の向上に向け自主防災組織の結成促進等を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、更なる住民周知を図る必要がある。また、必要に応じてマニュアルの見直し等、改善を進める必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達手段として従前から使用している防災行政無線や緊急速報メール、「Lアラート（公共情報 commons）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。
- テレビやラジオなど既存メディアの中断や携帯電話の輻輳時においても、住民等へ防災情報を確実に提供するため、避難所等に公衆無線 LAN等の機能を備えた防災情報ステーションを整備するなど、災害情報提供の耐災害性を向上する必要がある。
- 災害時の情報伝達を確実にするため、災害情報の提供に有効なラジオの活用について、更に周知啓発する必要がある。
- 災害発生時において、観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制の整備が必要である。特に、外国人観光客については、災害情報の伝達手段が十分に整備されていない状況にあり、外国人観光客の安全・安心を確保するためにも、国が策定した指針等に沿って関係行政機関が連携し、外国人向け災害情報の伝達体制を強化する必要がある。
- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法をまとめた個別計画の策定を推進する必要がある。

（防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けて、住民や企業、団体、関係機関などと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

（災害時における行政機関相互の通信手段の確保）

- 被災による有線電話や携帯電話など有線系統の通信不能時においても情報伝達が可能となるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等による通信体制を確保する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 自主防災組織の結成率 68% (R1)
- ・ 同報系防災行政無線システム アナログ無線 (R1) ⇒ デジタル無線 (R3)
- ・ 防災教育を実施する学校の割合 67% (R1) ※15校中 10校
- ・ 移動系防災行政無線 47台 (R1)
- ・ 衛星携帯電話保有台数 14台 (R1)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（支援物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策に必要な各分野において、市、道、民間企業・団体等がそれぞれの間で応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日間分（推奨1週間分）の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため市や道による啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 防災関係の協定件数（民間企業・団体、行政機関） 47件（R1）

2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（合同訓練など関係行政機関の連携体制整備）

- 防災関係機関で構成する「根室市防災会議」を中心に、地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊、海保など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。
- 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊などそれぞれの部門において様々な形態、規模による訓練が実施されており、これらの訓練で得た課題を踏まえ、より効果的な訓練環境の整備を図るなど、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（自衛隊体制の維持・拡充）

- 大規模自然災害時について、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、地域に配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、市や道など関係機関が連携した取組を推進する必要がある。

（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）

- 消防救急無線はデジタル化が完了しており、今後は計画的な機器更新を行う必要がある。
- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備充実について推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 根室市総合防災訓練の実施回数 年1回（R1）
- ・ 緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加 年1回（H29）

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（DMAT、医療支援チームによる医療支援）

- 災害時の医療確保のため、DMATの機能強化に向け、他機関との連携のもと実災害を想定したDMAT訓練の定期的な実施や、他自治体が主催する訓練に参加する必要がある。また、使用する資機材については、定期的に更新する必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の充実を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

【指標（現状値）】

・ DMAT 実働訓練の実施状況	未実施
・ 災害拠点病院における応急用医療資機材の整備状況	整備済（H24）
・ 予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	97.2%（H30）
・ 避難所用簡易トイレの備蓄	42セット（R1）

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を「業務継続計画」や「職員初動ハンドブック」の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、「地域防災計画」や「業務継続計画」の見直しなどを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御などに重要な役割を担う消防団の機能強化を図る必要がある。
- 防災拠点となる消防庁舎は耐震化が図られているが、本庁舎については耐震性が確保されておらず、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するため、庁舎等の行政施設の耐震化や機能強化を図る必要がある。

（市における業務継続体制の整備）

- 市では「業務継続計画」を作成しており、今後、防災訓練等を通じ業務継続計画の検証を行い、必要に応じて修正を行うとともに、組織全体の業務継続体制を強化する必要がある。

（IT部門における業務継続体制の整備）

- 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、システム・インフラ等の被害を最小限にとどめる対策に取り組むとともに、速やかにシステムの復旧が図られるよう、具体的災害を想定した訓練を実施しながら、「根室市 ICT 部門業務継続計画」に沿った取組を計画的に推進する必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、道東6市や根室管内4町、姉妹都市である富山県黒部市等と応援協定を締結しているが、協定等を効果的に運用するためには、平時からの情報共有など連携強化により、相互の応援・受援体制の構築を図る必要がある。

【指標（現状値）】

- | | |
|-------------------------|----------|
| ・ 消防団活動・安全マニュアルの策定状況 | 策定済（H24） |
| ・ 災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率 | 0%（R1） |
| ・ 根室市業務継続計画の策定状況 | 策定済（H30） |
| ・ 根室市 ICT 部門業務継続計画の策定状況 | 策定済（H30） |
| ・ 災害時受援計画の策定 | 未策定 |

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（再生可能エネルギーの導入拡大）

- 根室市に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、設定している導入目標の実現に向け、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

（避難所等への石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、釧根地方石油業協同組合根室支部との間で協定を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備及び生産体制の強化）

- 根室市の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害によりその生産基盤が打撃を受けた場合、食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。また、平時はもとより、道外での大規模災害時においても、被災地をはじめ全国への食料供給を安定的に行うという重要な役割を担うことが求められる。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、基幹産業を支える一部港湾施設及び漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（農水産業の体質強化）

- 現在、根室市の農水産業は、大変厳しい経営環境の中、後継者の育成や担い手不足などの大きな課題を抱えており、災害発生時を含め、国全体の食料の安定供給に将来にわたって貢献をしていくためには、経営安定対策や後継者の育成、担い手の確保など、農水産業の持続的な発展につながる取組を効果的に推進する必要がある。

（食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農水産物の国内販路の拡大に加え、輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の耐震化、老朽化対策等）

- 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策について、計画的な整備が必要である。また、今後更新期を迎える施設については、将来の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの対策を推進することが必要である。

（水道施設の防災機能の強化）

- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、基幹管路の耐震化や送配水管の多重化などの施設整備、水道事業者における危機管理体制の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の耐震化、老朽化対策等）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化など地震対策について着実な整備が求められる。また、施設の改築・更新など計画的な維持管理に欠かせないストックマネジメント計画により、今後増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換が必要である。

【指標（現状値）】

- ・ 上下水道の基幹管路の耐震適合率 40% (H30)
- ・ 浄水施設の耐震化率 26% (H30)
- ・ 配水池の耐震化率 42% (H30)
- ・ 下水道 BCP の策定率状況 策定済 (H28)
- ・ 下水道施設のストックマネジメント計画策定状況 策定済 (R1)
- ・ 浄化槽のうち合併浄化槽の設置率 90% (H30)

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（高規格幹線道路を軸とした道路ネットワークの整備）

- 大災害時に、被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、高規格幹線道路と中心市街地をつなぐアクセス道路の整備のほか、地域間を連結する地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策、耐震化、老朽化対策）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、計画的に着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道等については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、機能保全対策を適切に推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 橋梁の予防保全率 82% (R1)
- ・ 道路橋の長寿命化修繕計画の策定状況 策定済 (H24)

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的かつ広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
<p>【評価結果】</p> <p>(本社機能や生産拠点等の立地)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ根室市の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の立地を促進するための取組を強化する必要がある。 <p>(企業における業務継続体制の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p>

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下
<p>【評価結果】</p> <p>(港湾の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時において経済活動の継続を確保するための物流拠点として、更に緊急物資や人員等の輸送拠点として重要な役割を担うため、船舶の大型化など物流の変化に対応した港湾整備など、関係機関と連携を図り港湾の機能強化を推進する必要がある。 ○ 大災害に備えた港湾の耐震化、液状化対策、老朽化対策は、港湾管理者である市が直轄事業を含めた国の制度を活用しながら計画的に実施しているところであるが、今後、耐震化のニーズや老朽ストックが更に増えてくることから、一層の計画的な整備が求められる。 <p>(港湾における業務継続体制の整備)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地震・津波など大規模自然災害が発生した場合に、根室港における港湾施設の被災によって港湾機能が低下することによる地域への影響を最小限とすべく、根室港を利用する関係機関等が相互に連携を図り、港湾機能の維持及び早期復旧を図ることを目的に「根室港港湾BCP」を策定しており、更に、国の「北海道太平洋側港湾BCP」に基づき大規模自然災害時の港湾間の相互応援体制の整備も図られていることから、今後、業務継続体制の実効性を高めるためにも、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを図り災害時に備えることが必要である。 <p>(陸路における流通拠点の機能強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時においても陸路における円滑な物資輸送を図るため、流通業務施設などの流通拠点の耐震化等を図る必要がある。
<p>【指標（現状値）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業継続計画（港湾BCP）の策定状況 策定済（H28） ・ 災害発生時における港湾施設等の緊急的な応急対策業務に関する包括連携協定 締結済（H27） ・ 北海道太平洋側港湾連携による災害時の相互応援に関する協定 締結済（H28） （室蘭港、苫小牧港、函館港、釧路港、十勝港、根室港、北海道開発局）

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する森林の荒廃は、国全体の国土強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 森林整備面積（国有林除く） 78.15ha/年（H30）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
【評価結果】 (災害廃棄物処理計画の策定) ○ 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。
【指標（現状値）】 ・ 災害廃棄物処理計画の策定 未策定

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊
【評価結果】 (災害対応に不可欠な建設業との連携) ○ 市と建設業団体において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合であっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。 (建設業の担い手確保) ○ 減少する建設業就業者及び技能労働者の確保に向けた取組が進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくためにも、若年層を中心とした担い手確保対策に早急に取り組む必要がある。
【指標（現状値）】

第4章 根室市強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、根室市における強靱化施策の取組方針を示す「根室市強靱化のための施策プログラム」を策定する。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、市のみならず国、道、民間それぞれの取組主体が適切な役割分担と連携のもとで行う。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめる。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定する。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置づける。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行う。

3 推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、根室市が主体となって実施する事業を設定し、個別の箇所・地区等については別表に整理する。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行う。

【根室市強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業一覧】

- ・ 脆弱性評価において設定した20の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避に向け推進する施策プログラムを策定し掲載
- ・ 施策プログラムは複数の「最悪の事態」に対応するものも多くあるが、最も関わりのある「最悪の事態」に掲載することとし、再掲はしていない。

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

（住宅・建築物等の耐震化）

- ・ 「根室市耐震改修促進計画」に定める住宅や建築物の耐震化目標の達成に向け、耐震改修に関する支援制度の運用の改善など、関係機関が連携したきめ細かな対策を実施する。
- ・ 小中学校、医療施設、社会福祉施設、社会体育施設など、多くの住民等が利用する公共施設について耐震化を推進する。

（建築物等の老朽化対策）

- ・ 公共建築物の老朽化対策については、「根室市公共施設等総合管理計画」等に沿って、計画的な維持管理や施設の更新を実施する。
- ・ 空家対策については、「根室市空家等対策計画」等に基づき、解消に向けた各種支援策を実施し、建築物の倒壊・老朽化防止を図る。

（避難場所等の指定・整備）

- ・ 災害の種類や状況に応じた安全な避難場所の確保を図るため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する。
- ・ 高齢者、障がい者等の要配慮者の安全確保を図るため、社会福祉施設等を活用した福祉避難所を指定する。
- ・ 災害時の避難場所として活用される公共建築物や都市公園、備蓄倉庫等について、耐震改修なども含め地域の実情に応じた施設を計画的に整備する。

（緊急輸送道路等の整備）

- ・ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、計画的な整備を推進する。

《指 標》

住宅の耐震化率	約 83% (H27 推計) ⇒ 95% (R2)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	約 80% (H27 推計) ⇒ 95% (R2)
公立小中学校の耐震化率	約 77% (H30) ⇒ 100% (R5)

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- ・ 土砂災害による被害の低減に向け、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等について、土砂災害ハザードマップの作成などにより住民周知を図る。

《指 標》

土砂災害警戒区域指定状況	1% (R1) ⇒ 100% (R5)
土砂災害ハザードマップの作成	一部作成済 (R1) ⇒ 全箇所作成 (R5)

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(津波避難体制の整備)

- ・ 市における津波ハザードマップ及び津波避難計画について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、現行のハザードマップや避難計画を改訂する。
- ・ 避難誘導に必要な標識や表示板の設置について、新たな津波浸水想定及び津波災害警戒区域の指定等に併せ、市の津波避難計画等に基づき整備する。

(海岸保全施設等の整備)

- ・ 高波・高潮及び津波による被害を最小限に抑えるため、国や北海道と連携し、防潮堤、護岸等の整備及び施設の耐震化対策などの施設整備を推進する。

《指 標》

津波ハザードマップの作成状況	作成済 (H25)
根室市津波避難計画の作成状況	作成済 (H25)
地域毎の津波避難計画の作成割合	55% (R1) ⇒ 100% (R5)

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水・内水・高潮ハザードマップの作成)

- ・ 今後、北海道により想定最大規模の洪水・高潮に対する浸水想定区域図等が示された場合に、洪水・高潮ハザードマップを作成し、地域住民への周知を図る。
- ・ 国の作成した「内水ハザードマップ作成の手引き(案)」や内水被害の発生状況等を踏まえ、浸水想定区域図や内水ハザードマップの作成などの取組を推進する。

(河川改修等の治水対策)

- ・ 河道の掘削、築堤の整備などの治水対策について、近年の浸水被害等を勘案した重点的な整備を推進する。

- ・ 下水道浸水被害軽減のため、近年の内水による浸水被害状況等を勘案し、排水ポンプ場、雨水管渠、可搬式排水ポンプなどの計画的な整備を推進する。

《指 標》

洪水・内水・高潮ハザードマップの作成 未作成（R1）⇒ 作成（R5）

1-5 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

暴風雪時において、通行規制等のリアルタイム情報を関係機関が迅速に共有し、住民等への情報伝達を円滑に実施するための体制強化を図るとともに、暴風雪時の対応に関し、平時からの意識啓発を推進する。

道路防災総点検を踏まえた要対策箇所について、防雪柵や雪崩予防柵などの対策工を重点的に実施するとともに、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所等の把握に努めるなど、計画的な施設整備を推進する。

（除雪体制の確保）

各道路管理者の管理水準に基づく適切な除排雪を推進するとともに、豪雪等の異常気象時に備え、道路管理者間の情報共有を図り、除雪車両や雪堆積場の迅速な貸付など相互支援体制を強化する。また、冬季における被害の拡大を防ぐため、緊急輸送道路や避難路の除雪を強化する。

将来的にも安定的な除雪体制の確保が図られるよう、除雪機械の計画的な更新、増強を図る。

《指 標》

除排雪車両保有台数 70台（R1）⇒ 現状維持

1-6 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- ・ 市が設置する避難所等における冬季防寒対策として、毛布、発電機、ストーブなどの暖房器具の備蓄を推進する。

《指 標》

避難所運営マニュアルの策定 未策定（H30）⇒ 策定（R1）

1-7 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- ・ 災害情報に関する関係機関の情報共有と住民への迅速な情報提供を図るため、北海道防災情報システムの効果的な運用を図るとともに、災害対策本部への連絡員の派遣など関係機関相互の連絡体制を強化する。
- ・ 災害対策に必要な監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め等に関する情報を関係機関がリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、一層の効果的な運用を図る。
- ・ 災害時における行政機関の通信回線を確保するため、道と市を結ぶ総合行政情報ネットワークの計画的な更新、市等における衛星携帯電話や移動系防災行政無線の整備などによる通信手段の多重化など、通信体制の確保を図る。

(住民等への情報伝達体制の強化)

- ・ 災害時に住民が安全な避難行動をとれるよう、各市における各種災害に係る避難勧告等の発令基準の更なる住民周知を図り、また、必要に応じて「根室市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の見直し、改善等を行う。
- ・ 住民等への災害情報の伝達に必要な市防災行政無線の整備を推進するとともに、公衆無線 LAN 機能を有する防災情報ステーションの整備、Lアラート（公共情報コモンズ）を活用したマスメディアによる迅速な情報提供など、多様な手段による災害情報の伝達体制を強化する。
- ・ 災害情報の提供に有効なラジオの活用について、周知啓発を推進する。
- ・ 国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を的確に収集し提供する体制を整備する。

(観光客、高齢者等の要配慮者対策)

- ・ 外国人を含む観光客に対する災害情報の伝達体制の強化、ホテルなどの観光関連施設におけるハード・ソフト両面からの防災対策など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進する。
- ・ 災害時も含め外国人観光客等の移動の利便性を確保するため、道路案内標識の英語表記やピクトグラム表記を推進するとともに、観光地における案内表示等の多言語化を推進する。
- ・ 要介護高齢者や障がい者など災害時の避難等に支援が必要な方々に対し、迅速で円滑な支援が可能となるよう、対象者の名簿の作成、避難誘導・支援に関する具体的な計画策定など、所要の対策を推進する。

(地域防災活動、防災教育の推進)

- ・ 地域防災に関する実践活動のリーダーの養成、自主防災組織の結成促進、教育施設等を活用した地域コミュニティの活性化など、地域防災力の強化に向けた取組を推進する。
- ・ 防災教育の推進に向け、各種教材の提供や多様な媒体を活用した情報発信を行うとともに、個人や企業、団体、大学、関係機関、NPOなどのノウハウ等を活かし

た連携・協働を図る。

- ・ 教育関係者や児童・生徒に対する防災意識の啓発、実践的な防災訓練の実施、体験型の防災教育など、学校における防災教育を推進する。

《指 標》

自主防災組織の結成率	68% (R1) ⇒ 76% (R5)
同報系防災行政無線システム	アナログ無線 (R1) ⇒ デジタル無線 (R3)
防災教育を実施する学校の割合	67% (R1) ⇒ 100% (R2)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- ・ 物資供給をはじめ医療、救助・救援など災害時の応急対策を迅速かつ円滑に行うため、道、市、民間企業・団体等との間で締結している応援協定について、協定に基づく防災訓練など平時の活動を推進し、その実効性を確保するとともに、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜実施する。
- ・ 沿岸部と内陸部など地理的に離れた市町村間において、災害時の連携も含め市の自主的な地域間交流を深めるための取組を推進する。
- ・ NPOやボランティアによる被災地支援活動の一層の充実に向け、行政とボランティア支援団体等との連携により、NPOやボランティアの受入体制の整備、防災に関する専門的なボランティアの育成等を推進する。

(非常用物資の備蓄促進)

- ・ 家庭や企業等における備蓄について、市及び道による啓発活動を強化するなど、各当事者の自発的な備蓄の取組を促進する。

《指 標》

防災関係の協定件数 (民間企業・団体、行政機関)	47件 (R1) ⇒ 拡充
--------------------------	---------------

2-2 消防、警察、自衛隊、海保等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- ・ 根室市の防災関係機関で構成する根室市防災会議による総合防災訓練をはじめ各種防災訓練を通じ、消防、警察、自衛隊、海保をはじめとする官民の防災関係機関の連携を強化し、救助・救急活動に係る災害対応の実効性を確保する。
- ・ 緊急消防援助隊や広域緊急援助隊など、専門部隊の災害対応能力の強化に向け、恒常的な訓練、組織間の合同訓練等の充実を図るとともに、訓練施設の整備も含め、効果的な訓練環境の整備に向けた取組を推進する。

(自衛隊体制の維持・拡充)

- ・ 道内外における大規模自然災害において、救助・救援活動の中心として大きな役割が期待される自衛隊について、配備されている部隊、装備、人員の維持・拡充に向け、道や市など関係機関が連携した取組を推進する。

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- ・ 防災関係機関の災害対応能力の強化に向け、デジタル消防救急無線など情報基盤の整備を推進するとともに、消防機関における災害用資機材等の更新・配備を計画的に行う。

《指 標》

根室市総合防災訓練の実施回数	年1回 (R1) ⇒	毎年実施
緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練への参加	年1回 (H29) ⇒	毎年参加

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(被災時の医療支援体制の強化)

- ・ DMAT（災害派遣医療チーム）の災害対応力の向上を図るため、関係機関との連携の下、具体的な災害を想定した実働訓練を効果的に実施する。
- ・ 道内外での災害発生時に、被災地域の医療ニーズを集約し、医療支援チームの派遣や医薬品供給等の配分に係る調整機能の強化に向け、「救護班派遣等調整本部」の構成員相互による平時の連携等を推進する。
- ・ 災害拠点病院における災害時の救命医療、重篤患者の受入などの機能を確保するため、応急用医療資機材の整備を推進する。

(災害時における福祉的支援)

- ・ 社会福祉施設等と道との協定に基づき、災害時に福祉避難所等に必要な人材が派遣される「北海道災害派遣ケアチーム」について、福祉的対応に係る人的受援体制を確保する。

- ・ 施設関係団体と道との「災害時における社会福祉施設等の相互支援協定」に基づき、災害発生時に、自力避難の困難な高齢者や障がい者等が入所する社会福祉施設等の入所者の避難先確保や被災施設への人的・物的支援を円滑に実施できる体制の充実を図る。

(防疫対策)

- ・ 災害時における感染症の発生や拡大を防ぐための消毒、駆除等を速やかに行う体制を整備するとともに、定期的な予防接種の実施や避難場所における汚水対策など、災害時の防疫対策を推進する。

《指 標》

DMAT 実働訓練の実施状況	未実施 (R1) ⇒ 実施 (R2 以降)
災害拠点病院における応急用医療資機材の整備状況	整備済 (H24) ⇒ 必要に応じて更新
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率	97.2% (H30) ⇒ 100% (毎年)
避難所用簡易トイレの備蓄	42 セット (R1) ⇒ 必要に応じて拡充

3. 行政機能の確保

3-1 市内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- ・ 根室市業務継続計画に規定している災害対策本部に係る運用事項（職員の参集範囲、本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など）について、定期的な実働訓練などを通じ、実施体制の検証、必要に応じた見直しを行う。併せて、本部機能の運用に必要な資機材の整備、職員の非常用備蓄を計画的に推進する。
- ・ 災害対策本部の機能強化に向け、根室市地域防災計画や業務継続計画の見直し、本部機能の維持に必要な資機材の整備を推進する。また、地域防災の中核的な存在として、災害時の消火活動や水防活動、住民の避難誘導や災害防御などに重要な役割を担う消防団の機能強化を推進する。
- ・ 災害時の防災拠点として災害対策本部機能の充実を図るため、本庁舎の耐震化や機能強化に取り組む。

(行政の業務継続体制の整備)

- ・ 業務継続計画については、防災訓練等を通じ実効性の検証を行い、必要に応じて計画の見直しを行うなど、災害時における市業務の継続体制を確保する。
- ・ 災害時における行政情報システム機能の維持・継続を図るため、システム・インフラ等の被害を最小限にとどめる対策に取り組むとともに、速やかにシステムの復旧が図られるよう、具体的災害を想定した訓練を実施しながら、根室市 ICT 部門業務継続計画に沿った取組を計画的に推進する。

(広域応援・受援体制の整備)

- ・ 市内外の大規模災害における広域的な支援体制の強化に向け、道東6市や根室管内4町、姉妹都市である富山県黒部市等との応援協定の枠組みに沿って、市外自治体との広域応援・受援体制の構築を図る。

《指 標》

災害対策本部を設置する庁舎の耐震化率	0% (R1) ⇒ 100% (R6)
災害時受援計画の策定	未策定 (R1) ⇒ 策定 (R2)

4. ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

(再生可能エネルギーの導入拡大)

- ・ 再生可能エネルギーの導入拡大に向け、エネルギーの地産地消、風力発電等のプロジェクトの導入など、関連施策を総合的に推進する。

(石油燃料供給の確保)

- ・ 石油供給関連事業者と国の機関や道、市の間で結ばれている協定に基づき、災害時の救助・救急・災害復旧活動等に必要な車両や施設、避難所等に石油燃料が安定的に確保されるよう、協定者間による平時からの情報共有や連携を推進する。

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備及び生産体制の強化)

- ・ 平時、災害時を問わず根室市の農水産業が、いかなる事態においても安定した食料供給機能を維持できるよう、耐震化などの防災・減災対策を含め、基幹産業を支える一部港湾施設及び漁港施設等の生産基盤の整備を着実に推進する。

(農林水産業に関する後継者の育成及び担い手の確保)

- ・ 根室市の農水産業の生産力を確保するため、後継者の育成や担い手確保対策など、持続的な農水産業経営に資する取組を推進する。

(食料品の販路拡大)

- ・ 大災害時における食料の安定供給に対応するためには、平時から十分な生産量を確保することが必要であることから、農水産物の高付加価値化に向けた取組等を通じ、農水産物や加工食品の販路拡大を推進する。

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- ・ 災害時においても給水機能を確保するため、浄水場など水道施設の耐震化や基幹管路の多重化などに加え、将来の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理などの対策を推進する。
- ・ 災害時における水道施設の機能不全に備え、緊急時給水拠点の確保や給水訓練の実施など、危機管理体制の強化を図る。

(下水道施設等の防災対策)

- ・ 災害時に備えた「根室市下水道事業業務継続計画」に基づく取組とともに、下水道施設の耐震化、ストックマネジメント計画等に基づく老朽化対策を計画的に行う。
- ・ 単独浄化槽から災害に強い合併処理浄化槽への転換を推進する。

《指 標》

上水道の基幹管路の耐震適合率	40% (H30) ⇒	耐震化の推進
浄化槽のうち合併浄化槽の設置率	90% (H30) ⇒	15基/年

4-4 市外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(道内交通ネットワークの整備)

- ・ 災害時における広域交通の分断を回避するため、高規格幹線道路と中心市街地を連結するアクセス道路の整備をはじめ、地域高規格道路や緊急輸送道路、避難路等の整備を計画的に推進する。

(道路施設の防災対策等)

- ・ 道路防災総点検の結果を踏まえ、落石や岩石崩落など要対策箇所への対策工事を計画的に実施する。
- ・ 橋梁の耐震化については、緊急輸送道路や避難路上にある橋梁への対策を優先するなど計画的な整備を推進する。また、橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策について、施設ごとの長寿命化計画等に基づき計画的な施設の補修・更新を行うとともに、施設の適切な維持管理を実施する。

(鉄道の機能維持・強化)

- ・ 国、道、市、鉄道事業者との適切な役割分担のもと、幹線鉄道の維持・確保に向け、必要な検討・取組を進める。

《指 標》

橋梁の予防保全率	82% (R1) ⇒	100% (R5)
----------	------------	-----------

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的かつ広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- ・ 経済活動のリスク分散やサプライチェーンの複線化に資するため、首都圏等に所在する企業の本社機能や生産拠点の根室市への移転、立地に向けた取組を促進する。

(企業の業務継続体制の強化)

- ・ 大災害時における経済活動の継続を確保するため、関係機関や専門の知識を有する民間企業との連携により、市内の中小企業等における業務継続計画の策定を促進する。

5-2 市内外における物流機能等の大幅な低下

(港湾の機能強化)

- ・ 災害時における被災地への物資や人員の輸送等に加え、経済活動の継続に必要な物流拠点としての役割を担う港湾の機能強化に向け、船舶等の大型化など物流の変化に対応した港湾施設の整備を推進するとともに、耐震強化岸壁の整備や液状化対策、老朽化対策を計画的に推進する。
- ・ 「根室港港湾BCP」による業務継続体制の実効性を高めるため、計画内容の点検や訓練により問題点を抽出し、定期的な見直しを図り災害時に備える。

(陸路における流通拠点の機能強化)

- ・ 広大な土地を有する北海道では、陸路における円滑な物資輸送を担う流通拠点の役割が重要であり、被災した場合の代替機能の確保も困難であるため、流通拠点の機能強化や耐災害性を高める取組を進める。

《指 標》

事業継続計画（港湾BCP）の策定状況 策定済（H28）⇒ 必要に応じ見直し

6. 二次災害の抑制

6-1 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- ・ 大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊などの山地被害を防止するため、造林、間伐等の森林整備を計画的に推進する。

- ・ エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を推進し、自然と共生した多様な森林づくりを進める。

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- ・ 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する。

《指 標》

森林整備面積（国有林除く） 78.15ha/年（H30）⇒ 110.00ha/年（R7）

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- ・ 早期の復旧・復興の妨げとなる災害廃棄物を迅速に処理するため、市の災害廃棄物処理計画について、国及び道の計画との整合を図りながら早期に策定するなど、廃棄物処理体制を整備する。

《指 標》

災害廃棄物処理計画の策定 未策定⇒ 策定（R2）

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足や地域コミュニティの崩壊

(災害対応に不可欠な建設業との連携)

- ・ 災害発生時の人命救助に伴う障害物の除去、道路交通の確保、パトロールなどの応急対策を効果的に実施するため、専門的な技術を有し地域事情にも精通する建設業の効果的な活用を図るなど、災害時における行政機関と建設業との連携体制を強化する。
- ・ 災害時の復旧・復興に加え、公共施設等の耐震化や老朽化対策、交通ネットワークの整備など平時における強靱化の推進に不可欠な建設業の振興に向け、若年者などの担い手の育成・確保や災害時に備えた業務継続計画の策定促進など、関係団体等と連携した取組を推進する。

(行政職員の活用促進)

- ・ 災害時の復旧・復興等に関する業務を円滑に進めるため、国・道及び市町村の行政職員の相互応援体制を強化する。

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は概ね5年間とする。

根室市の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策毎の推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策毎の推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策毎の進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策毎の推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、根室市強靱化の継続的な向上を図っていく。

【別表】 根室市強靱化のための推進事業一覧

担当課	事業名（補助金・地方債名）	計画年度	リスクシナリオ
危機管理課	防災対策推進事業（一）	R1～	1-3
	デジタル防災行政無線整備事業 （農林水産省：浜の活力成長再生・成長促進交付金）	R1～R3	1-7
	防災行政無線整備事業（北海道：地域づくり総合交付金）	R3	1-7
庁舎整備推進課	新庁舎建設推進事業（国土交通省：都市防災総合推進事業）	R3～R7	3-1
財政課	根室花咲テレビジョン整備事業 （総務省：無線システム普及支援事業費等補助金）	R8～R10	1-7
生活環境課	浜の活力再生・成長促進交付金	R2～R9	1-1
	合併処理浄化槽設置補助事業 （環境省：循環型社会形成推進交付金）	H24～	4-3
廃棄物処理施設整備推進課	廃棄物処理施設建設事業 （環境省：循環型社会形成推進交付金） （総務省：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債）	R4～R9	4-3
水産振興課	水産流通基盤整備事業	未定	4-2
	水産物供給基盤機能保全事業	未定	4-2
	水産生産基盤整備事業	未定	4-2
	浜の活力再生・成長促進交付金	未定	4-2
	漁港機能増進事業	未定	4-2
	漁港施設機能強化事業	未定	4-2
	水産業強化支援事業	未定	4-2
	水産業強化支援事業（漁港機能高度化目標）【海業支援施設】 （歯舞漁業協同組合）	H30～R3	4-2
	水産業強化支援事業（漁港機能高度化目標）【避難施設】 （歯舞漁業協同組合）	H30～R3	4-2
	水産業強化支援事業（漁港機能高度化目標）【非常用電源施設】 （北海道漁業協同組合連合会）	R2	4-2
農林課	エゾシカ有害駆除事業（一）	R1～	6-1
	林業指導経費（一）	R1～	6-1
	根室西部地区道営草地整備事業 （北海道：草地畜産基盤整備事業（草地整備型）道営草地整備事業）	H30～R4	6-1
	あさひ東根室地区公社営草地整備事業 （北海道農業公社：畜産担い手育成総合整備事業（再編整備事業））	R2～R5	6-1
	森林環境保全整備事業（林野庁：森林環境保全直接支援事業）	R1～	6-1
港湾課	根室港水産上屋整備事業（一）	未定	5-2
	根室港海岸施設整備事業（国土交通省：社会資本整備総合交付金）	未定	1-3
	根室港係留・物揚場及び船揚場整備事業 （国土交通省：社会資本整備総合交付金）	未定	5-2
	根室港臨港道路整備事業（国土交通省：社会資本整備総合交付金）	未定	5-2

	根室港区港湾施設改良整備事業 (国土交通省：社会資本整備総合交付金) (根室港区海岸町物揚場改良等整備設計委託) (根室港区海岸町物揚場改良工事) (根室港区海岸町船入潤南防波堤改良工事) (根室港区北地区上架施設整備工事)	R4~R8	5-2
都市整備課	橋りょう補修事業 (国土交通省：道路メンテナンス補助事業)	R4~R13	4-4
	公園長寿命化事業 (国土交通省：社会資本整備総合交付金)	R2~R6	1-1
	街路灯 LED 化事業 (総務省：防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債)	R1~R10	4-4
建築住宅課	市営住宅維持管理事業 (国土交通省：社会資本整備総合交付金)	H24~	1-1
	市営住宅整備事業 (国土交通省：社会資本整備総合交付金)	H24~	1-1
水道課	水道施設更新事業 (厚生労働省：生活基盤施設耐震化等交付金)	R4~R12	4-3
	老朽基幹管路耐震化更新事業 (国土交通省：防災・安全交付金)	R6~R10	4-3
	重要給水施設配水管耐震化事業 (国土交通省：防災・安全交付金)		
	桂木浄水場施設耐震化事業 (国土交通省：防災・安全交付金)		
※北海道水道施設強靱化・運営基盤強化推進計画 (防災・安全)			
下水道課	下水道事業 (国土交通省：社会資本整備総合交付金) ※北の大地を支える持続可能な下水道	R7~R11	4-3
	下水道事業 (国土交通省：防災・安全社会資本整備交付金) ※北の大地を支える持続可能な下水道 (防災・安全)	R7~R11	4-3
教育総務課	中学校校舎等大規模改造事業 (一) ※旧柏陵中解体	R3	1-1
	旧花咲小学校校舎等解体事業 (文部科学省：学校施設環境改善交付金)	R7~R8	1-1
	落石小学校校舎・屋体改修事業 (文部科学省：学校施設環境改善交付金)	R4~R5	1-1
	落石中学校校舎改築事業 (文部科学省：学校施設環境改善交付金)	R4~R5	1-1
	厚床小中学校整備事業 (文部科学省：学校施設環境改善交付金)	R5~	1-1
	柏陵校区義務教育学校整備推進事業 (文部科学省：学校施設環境改善交付金)	R6~	1-1
総合体育会館整備推進課	根室市総合体育会館建設事業 (国土交通省：都市防災推進事業)	R7~	1-1
消防本部 警防課	防火水槽新設事業 (総務省：消防防災施設整備費補助金)	R2~	2-2
	消防車両整備事業 (総務省：緊急消防援助隊設備整備費補助金)	R3	2-2
	消防活動用資機材整備事業 (総務省：緊急消防援助隊設備整備費補助金)	R6	2-2
消防署 救急通信課	消防救急デジタル無線設備更新事業 (総務省：緊急消防援助隊設備整備費補助金)	R8~	2-2
病院事務局	災害派遣医療チーム (DMAT) 養成事業 (一)	R1~	2-3

令和元年度

根室市国土強靱化地域計画

*

編集・発行 根室市総務部総務課

〒087-8711

根室市常盤町2丁目27番地

電話：0153-23-6111

FAX：0153-24-8692

*

令和7年3月発行